

井原市社会福祉協議会 日常生活用具貸与事業重要事項説明書

◆ 日常生活用具管理料について

| 日常生活用具等の種類 | 管理料 | 運搬料 |
|----------------|------------|--------------|
| 電動ベット（マット付き） | 月額 500円 | 1回 1,000円 |
| ギャッチベット(マット付き) | 月額 300円 | |
| 車椅子 | 月額 300円 | |

※ 月の16日以降の納品、15日以前の返却の場合は、その月の管理料は免除されます。
ただし、15日未満の利用でも、2ヵ月にわたる場合は1ヵ月分の管理料となります。

◆ 管理料の支払方法

- ・管理料は、1年ごとの後払いです。
 - ・更新時は、井原市社会福祉協議会へ直接お支払いいただくか、指定の払込取扱票にて、ゆうちょ銀行への振り込みかをお選びください。
※手数料(窓口130円、ATM80円)は、自己負担となります。
 - ・返却時は、井原市社会福祉協議会へ直接お支払ください。
 - ・運搬料においても、運搬時または返却時に、井原市社会福祉協議会へ直接お支払ください。
- ※生活保護の受給者は管理料を免除されます。

◆ 守っていただきたい事項

- (1) 契約書の内容をよく読み、内容を理解し了承した上で使用ください。
- (2) 長期の入院等、在宅で使用しなくなった場合には、返却してください。
- (3) 貸出期間中の維持管理は借り受けた方の責任で行ってください。
- (4) 用具については、簡易消毒であることを了承のうえでご使用ください。

問い合わせ先 社会福祉法人井原市社会福祉協議会

| | | |
|------|------------------|------------------|
| 本 所 | 井原市井原町 1110 | ☎ (0866) 62—1484 |
| 芳井支所 | 井原市芳井町吉井 4103-2 | ☎ (0866) 72—1366 |
| 美星支所 | 井原市美星町西水砂 2474-1 | ☎ (0866) 87—4141 |